保険法施行に伴う取扱変更に関する特則

第１条(年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金の支払時期および支払場所)

１. 年金、死亡一時金もしくは死亡保険金(以下、本条において「死亡保険金等」といいます。)または払戻金の支払時期および支払場所について、普通保険約款または特約条項の規定は適用せず、第２項から第６項のとおり取り扱います。

２. 死亡保険金等は、普通保険約款または特約条項に定める書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社の本社で支払います。

３. 死亡保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡保険金等の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、死亡保険金等を支払うべき期限は、普通保険約款または特約条項に定める書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。この場合、会社は、死亡保険金等を請求した者に通知します。

（１）死亡保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の生存または死亡の事実の有無

（２）死亡保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡保険金の支払事由が発生した原因

（３）告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

（４）この特則に定める重大事由または普通保険約款もしくは特約条項に定める詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前２号に定める事項または保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人もしくは後継年金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金等の請求時までにおける事実

４. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、死亡保険金等を支払うべき期限は、普通保険約款または特約条項に定める書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。この場合、会社は、死亡保険金等を請求した者に通知します。

（１）前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
60日

（２）前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日

（３）前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日

（４）前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日

（５）前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日

５. 前２項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金等を支払いません。

６. 払戻金は、普通保険約款または特約条項に定める書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社の本社で支払います。

第２条(重大事由による解除)

１. 普通保険約款または特約条項に定める重大事由による解除の規定は適用せず、第２項から第５項のとおり取り扱います。

２. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

（１）保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合

（２）この保険契約の年金、死亡一時金または死亡保険金(以下、本条において「死亡保険金等」といいます。)の請求に関し、死亡保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

（３）会社の保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前２号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

3. 会社は、死亡保険金等の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金等を支払いません。また、この場合に、すでに死亡保険金等を支払っていたときは、その返還を請求します。

4. 本条の規定により保険契約を解除するときは、保険契約者に対して通知します。ただし、保険契約者が不明であるか、もしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由により保険契約者に通知できないときには、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人に通知します。

5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合の払戻金の額は、普通保険約款または特約条項の規定により、被保険者が死亡した場合は死亡日の、それ以外の場合は会社が解除の通知を発信した日に解約の請求を受け付けたものとして計算した払戻金の額（年金支払開始日以後は、年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した支払額）とします。

第３条（死亡保険金受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

   （１）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

   （２）保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、第４条（特則の適用）第２項に定める書類を会社に提出してください。

4. 第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第２項の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。

5. 第１項の解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過する日までに年金支払開始日が到来する場合には、前項までの規定は適用しません。

6. 本条の規定は、平成22年４月１日以後適用するものとします。

第４条（特則の適用）

1. この特則は、平成22年３月１日以後適用します。

2. 第３条（死亡保険金受取人による保険契約の存続）の場合の請求書類は次の表のとおりとします。

項　目	請　求　書　類
死亡保険金受取人による保険契約の存続	（１）会社所定の請求書 （２）死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 （３）債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	